

水再生プラザ等産業廃棄物収集運搬・処分業務仕様書

1 業務内容

本業務は、本市水再生プラザ（下水処理場）、ポンプ場及び汚泥処理施設等から発生する産業廃棄物の収集運搬、中間処理又は最終処分までを廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関連法令に従い行うものである。

2 産業廃棄物の種類・予定排出量・処分場所

種 類	予定排出量	処分場所
廃油		受託者の 中間処理施設 又は 最終処分場
液状再生可能油（容器等内容物）※ ¹	13,000 L	
液状再生不可能油（容器等内容物）※ ²	250 L	
ウェス込み（20L缶入）	50 缶	
固形ゲル状（20L缶入）	35 缶	
アスファルトくず（バラ、袋入り）※ ³	5.0 t	
金属くず		
20L以下空缶	650 L	
ドラム空缶	25 缶	
その他 ※ ⁴	12,500 kg	
廃プラスチック類		
塩化ビニル系	150 kg	
塩化ビニル系以外で軽いもの（比重0.1以下）	1.0 m3	
その他 ※ ⁵	16,000 kg	
廃タイヤ（ホイールなし）	5 本	
廃タイヤ（ホイール付き）	10 本	
木くず		
建設廃材・廃パレット等	3,000 kg	
汚泥		
廃油含む ※ ⁶	5.0 m3	
廃活性炭（袋入）	700 kg	
ガラスくず		
ガラスくず及び陶磁器くず（バラ、袋入り）	1.0 t	
コンクリートくず		
コンクリートくず（バラ、袋入り）※ ⁷	1.0 t	
ゴムくず		
ゴムくず（天然ゴムくず）	100 kg	

※¹ 油水分離等によって再生可能なもの。潤滑油、A重油等。

※² 油水分離等によって再生不可能なもの。特別管理産業廃棄物は除く。

※³ コンクリートくず等との混合物も含む。クラム車等で回収すること。

※⁴ プラスチック等との混合物も含む。

※⁵ 金属等との混合物も含む。

※⁶ 汚泥吸引車等で回収すること。急な事故等に備え、常に出動できる体制を整えること。

※⁷ アスファルトくず等との混合物も含む。クラム車等で回収すること。

3 処分・再生の方法・場所

種 類		処分・再生方法	処分・再生場所
廃油		再生化・資源化処理※	受託者の 中間処理施設 又は 最終処分場
	液状再生可能油		
	液状再生不可能油		
	ウェス込み		
	固形ゲル状		
	アスファルトくず		
金属くず			
	20L以下空缶		
	ドラム空缶		
	その他		
廃プラスチック類			
	塩化ビニル系		
	塩化ビニル系以外で軽いもの		
	廃タイヤ（ホイールなし）		
	廃タイヤ（ホイール付き）		
	その他		
木くず			
	建設廃材・廃パレット等		
汚泥			
	廃油含む		
	廃活性炭		
ガラスくず			
	ガラスくず及び陶磁器くず		
コンクリートくず			
	コンクリートくず		
ゴムくず			
	ゴムくず（天然ゴムくず）		

※ 再生化・資源化（熱回収を含む。）につながる処理を行うこと。中間処理産業廃棄物が再生化・資源化される場合も可とする。再生化・資源化不可能な混入物・残渣についてはこの限りではないが、可能な限り再生化・資源化に努めること。

4 収集場所一覧

施設名称	住所
創成川水再生プラザ（創成川処理センター）	札幌市北区麻生町 8 丁目 1 番 15 号
創成川水再生プラザ（水質管理担当課）	同上（※）
拓北水再生プラザ	札幌市北区あいの里 4 条 10 丁目 1 番 1 号
伏古川水再生プラザ	札幌市東区伏古 8 条 1 丁目 2 番 35 号
茨戸水再生プラザ	石狩市花川東 1000 番地
豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町 8 条 3 丁目 5 番 1 号
厚別水再生プラザ	札幌市厚別区厚別町山本 645 番地 18
定山溪水再生プラザ	札幌市南区定山溪温泉東 1 丁目 50 番地
東部水再生プラザ	札幌市白石区東米里 2172 番地 1
新川水再生プラザ	札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目 1 番 65 号
手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口 265 番地 8
西部スラッジセンター（脱水施設）	札幌市手稲区手稲山口 322 番地
西部スラッジセンター（焼却施設）	同上（※）
東部スラッジセンター	札幌市白石区東米里 776 番地 18
厚別洗浄センター	札幌市厚別区厚別町山本 711 番地
手稲沈砂洗浄センター	札幌市手稲区手稲山口 271 番地 5
創成川第 2 中継ポンプ場	札幌市北区北 34 条西 2 丁目 2 番 28 号
茨戸中部中継ポンプ場	札幌市北区篠路 4 条 10 丁目 12 番 15 号
茨戸東部中継ポンプ場	札幌市東区北丘珠 6 条 4 丁目 1 番 1 号
東雁来雨水ポンプ場	札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目 1 番 1 号
伏古川雨水ポンプ場	札幌市東区北 37 条東 27 丁目 8 番 15 号
豊平川中継ポンプ場	札幌市白石区北郷 5 条 7 丁目 2 番 25 号
米里中継ポンプ場	札幌市白石区米里 2 条 1 丁目 1 番 1 号
月寒川雨水ポンプ場	札幌市白石区北郷 1 条 10 丁目 5 番 20 号
野津幌川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別町山本 645 番地 18
川北中継ポンプ場	札幌市白石区川北 4 条 1 丁目 1 番 1 号
厚別川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別西 770 番地
定山溪中継ポンプ場	札幌市南区定山溪温泉西 3 丁目 393 番地
藤野中継ポンプ場	札幌市南区藤野 1 条 5 丁目 1 番 33 号
簾舞中継ポンプ場	札幌市南区簾舞 575 番地 122
藻岩下第 2 中継ポンプ場	札幌市南区川沿 11 条 1 丁目 1828 番地
手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒 7 条 11 丁目 1 番 1 号
茨戸西部中継ポンプ場	札幌市北区屯田 9 条 12 丁目 6 番 15 号
下水道再生土製造施設	札幌市手稲区手稲前田 611 番地
手稲前田第 2 埋立施設	札幌市手稲区手稲前田 623 番地

※同一敷地内に複数の施設・事業所があり、廃棄物の保管場所が異なるため、収集の際は留意すること。

収集依頼は各収集場所の担当職員が行い、複数種類の廃棄物の収集をまとめる等して原則的には少量での収集依頼は行わない。ただし、何らかの理由により少量で収集依頼する場合には、収集場所の担当職員と受託者との間で協議を行うこととする。

なお、廃油を含む汚泥は予告なく突発的に発生し、発生した場合は速やかに処理をしなければならない。このため、必要機材(車両等)は常に出動できる体制を整えておくこと。

また、緊急時には、協議の上で当該収集場所一覧以外の場所（札幌市内又は茨戸水再生プラザ近傍）で臨時に収集を依頼する場合がある。

5 提出書類（書式は業務担当職員の指示に従うこと）

(1) 業務履行前までに

ア 業務代理人指定通知書 1部

(2) 完了時

前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）それぞれの期の業務完了後すみやかに以下の書類を提出し、業務実施状況について業務担当職員の検査を受けること。

ア 完了届

イ 業務委託内訳書

(3) 随時

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

法規定に基づき、収集場所、廃棄物の種類ごとにマニフェストの記載及び廃棄物重量の計測を行うこと。

イ その他

業務担当職員の指示により提出する。

6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

(6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

7 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

(1) 契約金額の支払いは単価契約の前期・後期毎の払いとし、各期の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

(2) 単価契約における出来高は、端数処理せず排出毎の出来高の合計とする。

(3) 各期の支払いに1円未満の端数がある場合は、全て切り捨てるものとする。

8 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告をしなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、そ

の内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしなければならない。

9 留意事項

- (1) 受託が決定した場合には、業務代理人は、直ちに業務担当職員から、業務内容、注意事項等の説明を受けること。
- (2) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (3) 運搬する産業廃棄物の積込みについては、当該施設職員の承諾を受け、すべて受託者の責任において行うこと。
- (4) 業務履行日時については、当該施設の担当職員と協議すること。
- (5) 業務に必要な管理票（マニフェスト）は受託者において用意し、産業廃棄物管理票制度に従い、管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、適切な処置をとること。
- (6) 業務量は、当該施設職員立会いのもとに確認しあうこと。なお、管理表に記載された数量を業務量とする。これにより難しい場合は、業務担当職員と協議し、承諾を得ること。
- (7) 業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じたときは、当該施設職員の承諾を得ること。
- (8) 実施にあたり、運搬物が漏出又は飛散しないようにシートで覆う等の措置を行うこと。施設又は路面等を汚染した場合は、受託者の責任において、速やかに清掃及び散水を行う等その清潔の保持に努めること。